

メンタルチームサポート事業について

1. 事業開始の背景

平成30年3月に「地方公共団体における精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が国から通知され、精神障害者への地域支援体制の強化が求められるようになった。また今後、精神保健福祉法の改正が予定されており、措置入院患者への退院支援が保健所設置自治体の責務となることが想定されている。

2. 事業目的

病状不安定な精神疾患患者、措置入院者等に対し、医療機関・福祉関係機関等と連携し、医療の継続支援、病状安定への支援を多職種チームで包括的に行うことで、病状悪化と再発を防止し、安定して地域で暮らし続けられるよう支援する。

3. 事業内容

(1) 多職種チームによる支援

- ①対象
- ・措置入院等で退院後、地域生活に一定程度の支援が必要な者
 - ・多問題家族で病状変化の可能性がある、見守りが必要な者
 - ・過去に精神科治療中断があり、再発防止の支援が必要な者
 - ・相談・医療へ繋げるために期間を要する者、等

②内容

<個別支援の流れ>

- ・事業対象者は各保健センターで支援導入検討会議を実施し判断する。
- ・地区担当保健師を中心とし、精神保健相談員（専門非常勤）等の訪問・面接・電話相談・同行受診等、関係機関と連携して支援する。
- ・支援方針、役割確認のための関係者会議（個別支援会議）を行う。
- ・必要時、精神科医師による相談・訪問等を行う。
- ・本事業での支援期間は6カ月（最長1年）とする。

<個別支援全体会議>

- ・当事業の全支援対象者に対し方針確認をする。

(2) 地域支援体制の検討

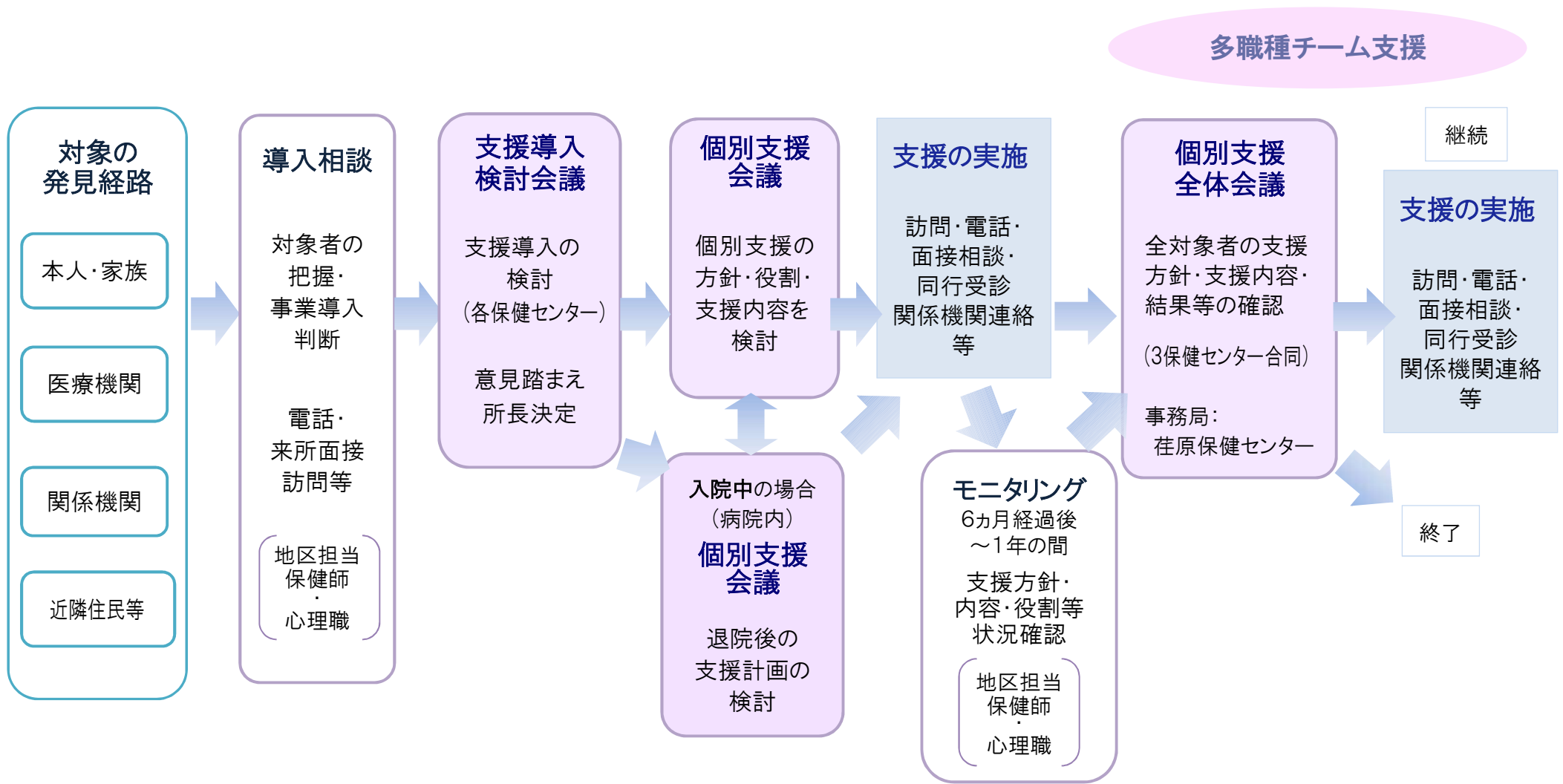
<精神障害者地域支援連絡会の開催>

- ・精神障害者の地域支援体制整備のため関係機関等と協議する。

4. スケジュール

- (1) 4月2日～4月5日 精神保健相談員研修（4日間） ※追加研修(3回)予定
(2) 4月9日～ 各保健センターにて随時支援導入検討会議開催、個別支援を開始。

H30年度 メンタルチームサポート事業 個別支援の流れ



個別支援会議のメンバー：地区担当保健師、心理職、精神保健相談員、適宜所長
 関係者（適宜）：訪問看護ステーション、地域生活支援センター、精神科医師、福祉関係職員、サービス事業者等
 入院中の場合：病院の医師・看護師・相談員等も出席

個別支援全体会議のメンバー：上記メンバーに加え、アドバイザーとして区内病院の精神科医師も参加